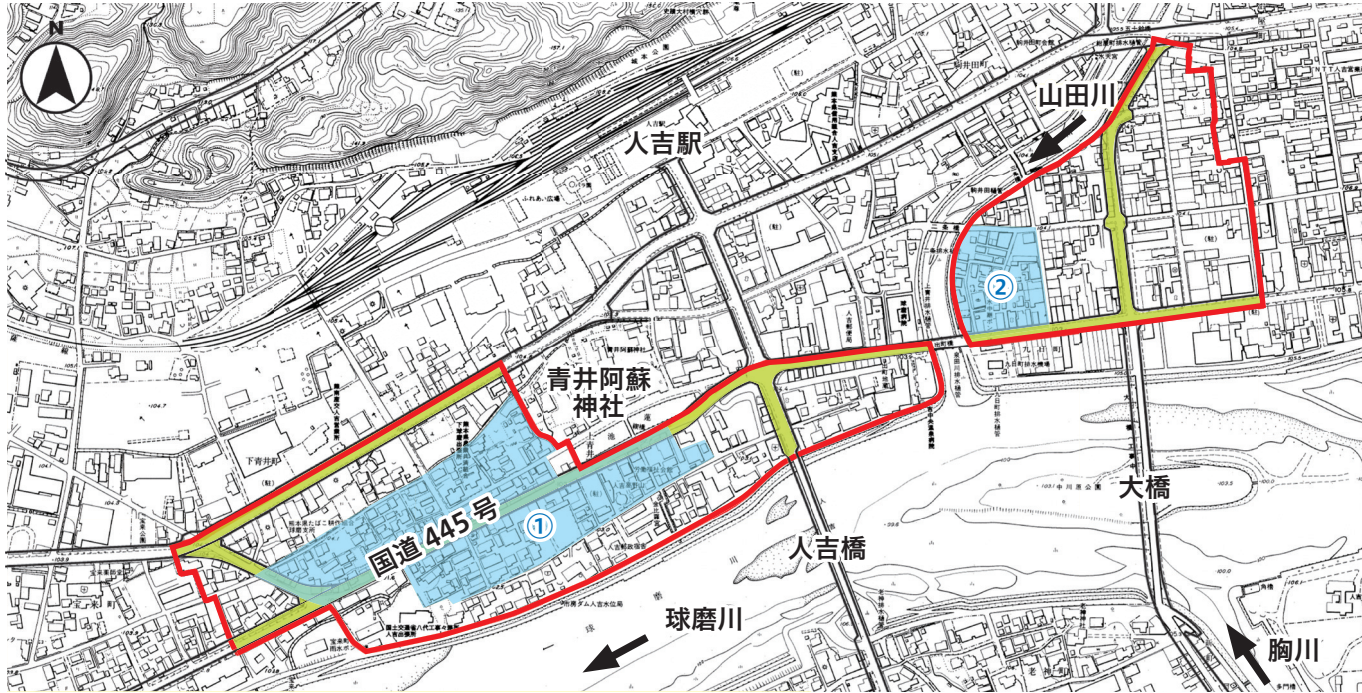
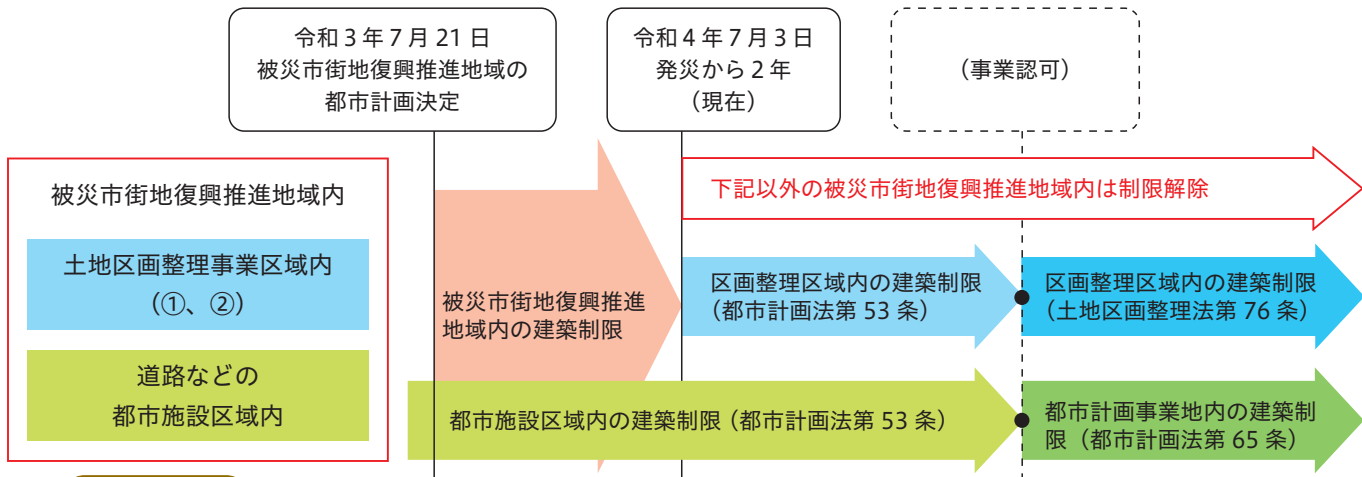




- 被災市街地復興推進地域（約 21.0％） 道路などの都市施設（被災市街地復興推進地域内）
被災市街地復興土地区画整理事業区域 ①青井地区（約 5.2％）、②紺屋町地区（約 1.2％）



用語解説

都市計画法第 53 条の規定による許可申請

- ・土地区画整理事業などの施行区域内や都市計画道路などの区域内に建築物を建築しようとする場合に必要な許可のことです。
- ・区域内で建築物を建てるときに一定の制限を加え、将来の都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的としています。
- ・建築確認申請は、53 条許可を受けてから行う必要があります。

都市計画法第 65 条・土地区画整理事業法第 76 条の規定による許可申請

- ・事業の施行の障害となる恐れがある建築行為などを防止するため、都市施設と土地区画整理事業の施行区域内で、土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築または増築、物件の設置または堆積を行う場合は、熊本県知事などの許可が必要です。
- ・土地区画整理事業区域の建築など許可申請の対象となる期間は、事業認可後から換地処分の公告がある日までとなります。

問合せ

- ◆建築制限・許可申請について 市都市計画課（☎ 2 2 - 2 1 1 1 内線 2 2 1 4）
- ◆市街地の復興まちづくりについて 市市街地復興課（☎ 2 2 - 2 1 1 1 内線 2 2 2 1）

被災市街地復興推進地域の建築制限は 7 月 3 日で解除しますが 一部地域では建築に引き続き許可が必要です

市では、令和 2 年 7 月豪雨災害で被害を受けた中心市街地地区と青井地区の一部で、安全でにぎわいのある魅力的なまちづくりを推進するため、被災市街地復興推進地域（約 21％）の都市計画を決定し、事業計画検討会や戸別訪問調査などを行いながら、事業方針や整備手法を検討してきました。

発災から 2 年が経過する 7 月 3 日で被災市街地復興推進地域の建築制限は解除しますが、土地区画整理事業の施行区域内または既に都市計画決定されている都市施設区域内で建築物を建築（新築・増築・改築・移転）する場合は、人吉市長の許可が必要です。

建築制限の影響について

ご自身の土地・建物がある区域に応じて、制限の内容が異なります。以下で確認してください。

被災市街地復興推進地域内（左図の赤枠内）で建築物の建築（新築・増築・改築・移転）を予定している

いいえ

被災市街地復興推進地域についての建築制限の影響はありません

はい

土地区画整理事業の施行区域内または既に都市計画決定されている都市施設区域内で建築物を建築する場合は、人吉市長の許可が必要です。（都市計画法第 53 条の規定による）

- 土地区画整理事業の施行区域内
- 道路などの都市施設区域内（国道 445 号、紺屋町南町線、下林柳瀬線などの都市計画道路）

許可の基準

- （1）都市施設または市街地開発事業に適合して行う建築物の建築
 - （2）その建築物が容易に移転し、または除却することができるものであると認められ、次の要件に当てはまるもの
 - ・ 2 階建てまたは平屋で、地階（地下）がないこと
 - ・ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造のほかこれらに類する構造であること
- ※都市計画決定前に建築許可を受けているものは、新たな許可申請は必要ありません。
※詳しくは市都市計画課にお問い合わせください。

※各都市計画は今後、変更する可能性があります。

被災市街地復興推進地域内の建築制限解除後で上記に当てはまらない区域についても、今後の復興まちづくりの計画に応じて整備協力などの相談をする場合があります。
また、土地区画整理事業や都市計画道路の

事業認可後は、新たに制限が加わります（土地区画整理事業法第 76 条、都市計画法 65 条）。事業認可の時期は令和 4 年度内を目指し、事業計画書の作成などを進めています。